

日本で義務付けられている品質表示をご存知ですか？

香港事業所で「耐熱・耐冷試験」「保温効力測定」「熱衝撃強さ」を開始！

日本で販売される合成樹脂加工品（プラスチック製品）や雑貨工業品においては「家庭用品品質表示法」で指定された品目に品質表示が義務付けられています。MGSL 香港事業所ではお客様のご要望に corres 応するため、「家庭用品品質表示法」に基づく品質表示の試験を開始いたしました。

香港事業所で実施している試験項目

試験項目	品目の事例
耐熱・耐冷試験	プラスチック製の皿、カップ、まな板、箸などの食事用、食卓用及び台所用の器具
保温効力測定	まほうびん（ガラス製・ステンレス製）
熱衝撃強さ	ガラスコップ、ガラス製なべなどの耐熱ガラス製食器類、マグカップや土鍋などの陶磁器製耐熱食器類



【品質表示の参考事例：弁当箱】

原料樹脂	本体：ポリプロピレン ふた：ポリエチレン
耐熱温度	本体：120℃ ふた：80℃
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○電子レンジでは使用できません。
MGSL 商事(株) TEL OO-△△△△-XXXX	

【試験装置】



「家庭用品品質表示法」の記載内容に関するご相談にも応じます。当試験所には日用品の検査に関して長年にわたる経験とノウハウをもった日本人の職員が駐在しております。生産拠点に近い MGSL 香港事業所で、試験のご依頼をお待ちしております。お気軽にご相談ください。

お問い合わせはこちらまで 



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 香港事業所

TEL: (852) 3525-0467 (日本語専用) (852) 3525-0470 (代表)

E-Mail : info-hk@mgsl.or.jp